

第2回世田谷区環境審議会

日時：令和3年11月18日（木）
午前10時～

会場：オンライン開催及び庁議室

午前10時開会

○環境政策部長 皆様、おはようございます。環境政策部長の〇〇でございます。

定刻になりましたので、事務局より御案内を申し上げます。これより令和3年第2回環境審議会を開催させていただきます。

イギリスではC O P 26が最近終わりました、連日、新聞でも脱炭素、E Vなど様々なニュースが飛び交っております。国内も、2030年に脱炭素を目指すという会社はかなり出てきていると報道されておりました。世田谷区も、世界の動き、民間の動きに遅れないように、地球温暖化対策地域推進計画を見直していきたいと思っておりますので、審議会の皆様の熱心な御議論、また御意見をお願いしたいと思います。

改めまして、本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席をいただき、御礼申し上げます。緊急事態宣言が解除されて1か月半が経過いたしました。新型コロナウイルス感染症も、このところ新規感染者数が少ない形で推移しておりますが、当審議会におきましては、引き続き感染予防対策に万全を期すため、リモートと会場での併用の開催とさせていただきます。何とぞ御協力をお願いいたします。

Z o o mでの会議進行について、前回同様に、委員の皆様事前に御案内させていただきます。御自身の発言時以外はミュートに設定いただきますようお願いいたします。また、発言される際は、手をカメラから見えるように挙げていただくか、「手を挙げる」ボタンを表示し、司会から指名された後にミュートを解除して発言してください。なお、Z o o mにはチャット機能がありますが、会議の運営上、チャットでの発言内容は議事録には記録いたしません。加えて、こちらの庁議室の会場では大型スクリーンに画像を投影しておりますが、細かい文字は判読が困難ですので、その点、御配慮をお願いいたします。

発言する際は、最初に御自分の名前をおっしゃってください。こちらの会場の委員の皆様も同様でございます。また、通信上のトラブルなどがございましたら、先に御案内しました事務局の携帯電話に御連絡ください。録音、録画やスクリーンショットなどは御遠慮ください。前回の審議会において、一部の音声聞き取りづらいとの御指摘がありました。申し訳ございませんでした。ヘッドフォン等を御使用いただくと比較的聞き取りやすくなるようですので、お持ちであれば機器の接続をお願いいたします。

本日は、〇〇委員、〇〇委員から、あらかじめ御欠席の御連絡をいただいております。また、〇〇副会長から20分ほど遅れて御出席との連絡をいただいております。〇〇委員は10時30分まで御出席の予定です。

現時点で、審議会委員14名のうち11名の御出席により、審議会の定足数の過半数を満たしておりますことを御報告させていただきます。なお、〇〇会長、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の4名と、副区長、事務局を務めます環境政策部及び清掃・リサイクル部が区役所庁議室より参加し、残りの委員及び区役所所管部はオンラインでの参加となっております。

それでは、傍聴について御報告いたします。本日は2名の方がオンラインで傍聴されています。

本審議会は、世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱、世田谷区環境審議会の会議の公開に関する取扱要綱により、次の場合を除き原則公開となっております。①取り扱う情報が世田谷区情報公開条例第7条に該当するとき、②公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。今年度も、審議会開催の都度、審議会の開催及び傍聴について世田谷区のホームページや区の広報紙で周知、御案内をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局より配付資料の確認をいたします。

○環境計画課長 皆さん、おはようございます。環境計画課長の〇〇と申します。

それでは、資料の確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず一番上に委員の名簿がございます。続きまして、1枚おめくりいただいて次第がございます。それから、審議資料で、まず、庁内における検討状況についてということで審議資料1-1から1-3。続きまして、今後の温室効果ガスの削減量に関する検討(案)についてということで審議資料1-4。そのほか報告事項といたしまして、審議資料1-5から1-9までございます。そのほか報告資料1としまして「ECOステップせたがや」令和2年度の実績状況結果について、報告資料2で三浦太陽光発電事業による電気に係る小売電気事業者の変更について、報告資料3で開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について、報告資料4で「世田谷区みどりの行動計画」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画」(素案)への区民意見募集結果、報告資料5で「世田谷区みどりの行動計画」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画」案について、以上5点です。

以上です。

○環境政策部長 審議資料でございますが、諮問事項の審議の際、まずは資料1-1から資料1-8まで全て通しで事務局より御説明させていただき、その後、委員の皆様より御意見を伺いたいと考えております。

また、資料1-9、環境審議会におけるこれまでの御意見についてでございますが、こちらは、これまで環境審議会で委員の皆様からいただいた御意見や、それに対する事務局の回答などをまとめた資料でございます。審議の際は資料の説明については割愛させていただきますが、今後もいただいた御意見を整理し、こうした形で記録していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、副区長から御挨拶申し上げます。副区長、お願いいたします。

○副区長 おはようございます。副区長の〇〇でございます。

環境審議会委員の皆様には、前回に引き続きまして貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症は大分落ち着いておりますけれども、区としては、第6波は来るものということで、体制の縮小はしないで臨んでおります。また、第3回目のワクチン接種の準備も本格化しているところでございます。引き続き感染状況の動向を注視して対策を実施していくことが求められておりますが、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

世田谷区の環境政策につきましては、保坂区長のリーダーシップの下で様々取り組んでございます。その中で、先日終了いたしました第3回区議会定例会におきましても、多くの会派から様々な御議論をいただきました。改めて環境問題の関心の高さを感じたところでございます。こういう中で、区では、温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、気候危機対策会議というのを立ち上げました。この間、9月に立ち上げて4回、庁内で会議をしましたがけれども、部長級のメンバーに区長も加わりまして、様々なテーマで議論を行っております。詳細は後ほど御説明申し上げますが、グリーンインフラの取組みなどをはじめとしまして、世田谷区の特性を踏まえた施策を一層強力で推進してまいりたいと考えてございます。皆様からの忌憚のない御意見をお願いしたいと思います。本日もどうぞよろしく願いいたします。

○環境政策部長 それでは、ここから会長に進行をお願いしたいと存じます。会長、議事進行、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、これからは私のほうで議事を進行させていただきます。

議事に入る前ですけれども、議事録につきましては、ちゃんと議事を反映しているというもののチェックをしていただいた上で署名をいただくことに毎回なっております。私の

ほかに、持ち回りで恐縮ですが、今回は〇〇委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員 承知しました。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

先ほど〇〇部長からお話がありましたように、今回も盛りだくさんでございますけれども、メインの議事が「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画の見直し」についてであります。これになるべく時間をかけたいと思っております。残りを考えますと11時35分ぐらいまでということにしたいと思っております。ちょっと長い説明になるかと思いますが、まずはこの関係の資料は大変役に立ちます。今、区は何をしているかということが今回の説明を聞きますと総覧できることになっておりますので、まず一通貫、資料の説明をお願いしたいと思っております。審議資料1-1から1-8になろうかと思いますが、順次、事務方の御担当の方から御説明をお願いしたいと思います。時間が限られておりますので手短に、でも、大事なところは抜かないようにお願いいたします。

○環境計画課長 それでは、まず私のほうから審議資料1-1について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

世田谷区では、深刻化する気候危機の状況に対しまして、昨年10月に気候非常事態宣言を行うとともに、先ほども副区長のほうからお話がありましたとおり、今年9月に、区の地球温暖化対策に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、気候危機対策会議という会議体を立ち上げさせていただきました。当環境審議会での議論も御報告しながら、具体的な対応策を考える場として、3に記載のとおり、これまで4回ほど開催させていただきました。このようなテーマで取り組んでいる次第でございます。

構成員につきましては裏面にメンバーが書いてございます。

また、本日は気候危機対策会議での検討内容を順次御説明させていただきまして、話が終わった後に、個別の施策のアイデアを委員の皆様からぜひ頂戴できればと考えております。審議資料1-1の御説明は以上です。

続きまして、審議資料1-2①から、それぞれ各担当から御説明をお願いいたします。

○みどり政策課長 みどり政策課長の〇〇と申します。

それでは、審議資料1-2①を御覧ください。みどり33推進担当部におけるグリーンインフラの取組みを御説明させていただきます。

1枚おめくりいただいて、スライド2をお開きください。まず、こちらでは、世田谷区のみどりの基本計画、生きものつながる世田谷プランにおける基本的な考え方を整理させていただいております。みどりや生物多様性については、樹木などの植物自体が持つ機能の効果以上に、都市の持続性の確保（SDGsの実現）のための基礎的な土台と考えておりまして、そのことについて、左下のほうにSDGsにおけるみどりの概念という形で整理させていただいております。また、右下で世田谷みどり33の目標について御紹介させていただいております。

スライド3を御覧ください。みどりの基本計画におきましては、みどりが持つ多様な機能を10に整理し、まちづくりに欠かせない重要な社会基盤（グリーンインフラ）であるとしております。みどりの基本計画は、環境審議会で多くの御議論をいただき、平成30年に策定されたものですが、当時、行政計画においてみどりをグリーンインフラと位置づけたことはかなり先進的なことであつたと考えております。

スライド4を御覧ください。以降は具体的なみどりの取組みについて御説明しております。こちらは公園におけるグリーンインフラ施設の導入について御紹介させていただいております。

スライド5を御覧ください。こちらは民有地のみどりの創出について御紹介しております。みどり施策と豪雨対策のコラボといたしまして、雨水タンク設置助成制度と緑化助成を組み合わせた運用を今年度から実施するなど、庁内連携による取組みを行っているところでございます。

スライド6を御覧ください。こちらは民有地のみどりの保全について御紹介しているところでございます。

スライド7を御覧ください。こちらは生物多様性の保全について御紹介しております。

最後、スライド8を御覧ください。みどり33推進担当部が考えるグリーンインフラ促進の課題として2点挙げさせていただいております。1点目は、効果の見える化といたしまして、区民の理解を得ていくためにも、数値等による効果の見える化が必要と考えているところでございます。また2点目が、区民・職員のマインドセット構築といたしまして、まだそれほどなじみがなく、日常では意識しづらいグリーンインフラというものを個人個人に認識してもらい、行動に移してもらうことが必要と考えているところでございます。みどり33推進担当部からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

引き続いて土木部でしょうか。

○豪雨対策・下水道整備課長 土木部豪雨対策・下水道整備課長の〇〇と申します。よろしくお願いたします。

それでは、審議資料1-2②を御覧ください。グリーンインフラの視点を取り入れた豪雨対策について御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、1. 世田谷区の豪雨対策でございます。世田谷区では、世田谷区豪雨対策行動計画を策定し、流域対策の強化、河川・下水道整備の推進、家づくり・まちづくり対策の促進、避難方策の強化の4つの柱に取り組んでいます。そのうち流域対策につきましては、雨水を地中に浸透させたり、一時的に貯留する機能を持つ施設をグリーンインフラ施設として位置づけ、公有地における整備の推進や、民有地における整備の促進を図っています。流域対策となる主なグリーンインフラ（雨水貯留・浸透）施設につきましては、道路では、浸透側溝、浸透ます、透水性舗装、植栽帯などがございます。道路以外では、浸透ます、浸透管、雨水タンク、雨庭などがございます。

次へおめくりください。2. 流域対策の効果と目標でございます。(1)雨水を地中に浸透させたり一時的に貯留させる流域対策の効果といたしましては、河川、下水道等への雨水流出抑制（流入負荷軽減）の効果がございます。(2)です。世田谷区豪雨対策行動計画で定めた目標でございます。時間75ミリ（野川流域は時間65ミリ）の降雨に対して、流域対策において、令和19年度までに時間10ミリ降雨（70.6万立方メートル）以上の雨水流出抑制を図ります。目標が早期に達成しますよう、グリーンインフラの視点を取り入れながら流域対策を強化するなど、豪雨対策を推進してまいります。

次へおめくりください。3. グリーンインフラ（雨水貯留・浸透）施設の整備実績でございます。令和19年度末までの目標70.6万立方メートルに対しまして、令和2年度末までの実績は55.8万立方メートル（時間7.9ミリ降雨相当）となっております。現状では、令和10年に目標対策量の70.6万立方メートルを達成できる見込みでございます。一方、課題につきましては、整備義務がなく、助成して民有地に設置していただいている雨水浸透施設と雨水タンクの拡充でございます。

次を御覧ください。4. 雨水浸透施設、雨水タンクの設置効果についてです。雨水浸透ますでは、1時間にお風呂1杯分程度、200リットル程度の雨水を地中に浸透できます。雨水タンクでは、写真の大きさ程度では300リットル程度の雨水を貯留することができます。一つ一つの施設の効果は小さくても集まれば大きな効果を発揮します。設置効果の分

かりやすい広報の工夫に努めるとともに、官民連携を横断的に図ることで、持続可能な社会の実現に向け、グリーンインフラの取組を広げてまいります。説明は以上になります。

○会長 ありがとうございます。

審議資料1-2③もお願いいたします。

○公共施設マネジメント課長 公共施設マネジメント課、〇〇と申します。公共建築におけるグリーンインフラへの対応について御説明させていただきます。

お手元の資料1枚になりますけれども、これまでの対応としましては、緑化、地下水の涵養、雨水利用に取り組んできております。改めて今度、2. うめとぴあでの試みでございます。区役所の施設としては保健医療福祉総合プラザというんですけれども、こちらの建物でグリーンインフラの取組をやっております。梅丘モデルという形なんですけれども、土地と建物の形状を利用しまして、今、うめとぴあでの試み①から③に取り組んでおります。具体的には、その下に書かせていただいておりますけれども、①各階バルコニーに植栽帯を設置して、保水性の高い土壌を採用しております。②としまして、新たに開発した保水性^{たてどい}堅樋、^{じやかご}蛇籠ともいいますが、これを設置して水の浸透を遅らせたり、周りの温度を下げたり、そういった効果を期待して設置しています。もう一つ、③としましては、下に断面を描いてございますけれども、土地の特性を生かしまして、北側斜面地からの伏流水を活用したレインガーデンを設置して、建物に活用してございます。

公共建築物におけるグリーンインフラへの対応として、3. 課題と今後の取組を書かせていただいております。左下でございます。グリーンインフラの視点を踏まえた計画の推進、建物を設計する際にはグリーンインフラをどう取り入れていくのかという視点を頭に置いた上で計画を進めるということでございます。

また、建物ごとでいろいろ取り組めるものが違ってきますし、効果も変わるということですので、建物用途・規模に応じた手法の検討、費用対効果の検証を行っていくということでございます。

次に、適正かつ継続的に保全するための維持管理者の育成でございます。グリーンインフラは生き物でございますので、一度設置すれば終わりということではなく、設置したら、それを維持管理していく視点を忘れてはいけないということで、適切に維持管理するための知見を持って、それを引き継いでいくというものでございます。

最後に、普及促進のための区民・利用者への周知の在り方の検討でございます。やはり環境に配慮していくためには、普通以上に建物に経費がかかることもございます。そうい

ったことを区民・利用者の方々に御理解いただいて、環境に優しい建物を造っていくためにそういったお金をかけていくことに御理解を得るために、こういった周知の在り方がよろしいのか今後検討してまいりたいということで記載させていただいております。御説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

次のセクションのところ、よろしくをお願いします。

○庁舎建設担当課長 庁舎建設担当課長の〇〇と申します。よろしくお願いたします。

それでは、本庁舎等整備におけるグリーンインフラの取組みを御紹介いたします。

資料の1ページを御覧ください。現状の庁舎では、敷地に降った雨はなるべく早く敷地外に排出するという建設当時の考え方に沿って建設されており、第三庁舎に雨水タンクが設置されているのみで、建物に水をためる仕組みは特段ございません。地下にもピットは汚水槽のみで、雨水の再利用はしておりません。一方で、第一庁舎の周辺は付近の雨水排水経路の起点となっており、土地の高さが高いというポテンシャルがあります。ですので、本庁舎等整備におきましては、できる限り雨水貯留槽浸透施設を整備して、豪雨時など敷地に降った雨水を一度に流さずに徐々に流す、もしくは浸透させることで、少しでも自然の循環システムに近づけることを目指しております。

次のページを御覧ください。本庁舎等整備では雨水流出抑制施設はどれぐらいあるかですが、区の基準では1ヘクタール当たり換算で600立方メートル以上ですが、本庁舎等整備におきましては倍近い1100立方メートルの容量を計画しております。具体的には、敷地全体で約3100立米の対策量となっております。その内訳としましては、地下ピットを利用した雨水流出抑制が大部分となりますが、約2350立米。屋上面との間に高さ10センチほどのトレーを並べた屋上緑化がありますが、あと植栽など、土壌の中にも砂利の層をつくっております。水がとどまるような仕組みとしております。こちらで約200立米の対策をしております。残りは浸透機能のある雨水ますや浸透配管ということになります。

3ページを御覧ください。緑化率に関しましても、本庁舎等整備におきましては、基準は28%以上となりますが、35%の緑化をしております。新しい本庁舎ですが、横長の形状をしておりますので、地上部分だけでは緑化の面積が限られますので、屋上庭園の緑化も加算した数字ということになります。

敷地東側の東棟につきましては、四季折々の花や紅葉が楽しめて、木陰もあるような庭

園にします。西側につきましては太陽光パネルもあり、あまり陰になってはいけませんので、野の草花や低木を中心に草原のイメージでつくる形になっております。

以上がグリーンインフラの取組みでして、次に4ページ目、本庁舎等整備工事の施工段階で行う環境配慮についても御説明いたします。まず、現場事務所ですけれども、こちらは別敷地に建設しましたが、現場事務所を使用する電力は再生可能エネルギーとしております。建物自体も、エネルギーの消費量が標準建物の5割減となりますZEB Ready相当の省エネ仕様で建設しております、先日、ZEB Readyの認証を取得したところでございます。廃棄物処理につきましては、リサイクル率97%を目指しております、写真にも記載がありますが、区民会館ホールの椅子も、このとおり手作業で分別をしている状況でございます。最後の項目。新庁舎は、エネルギー消費量が標準の4割減のZEB Oriented相当ということで設計されておまして、これが竣工後、建物完成後もしっかりと省エネ性能が発揮されるように、実際の運転状況のデータも分析しながら、設備機器や建物の運用改善をしていくことも予定しております。本庁舎等整備における取組みについては以上となります。

○会長 ありがとうございます。

それでは、審議資料1-2⑤ですか、よろしく申し上げます。

○環境計画課長 すみません、その前に、今、グリーンインフラに関する御説明をさせていただいたんですが、当日の会議の議事内容といたしまして少し御説明させていただきます。

ただいまのように各所管からの説明後にそれぞれ意見がございまして、今後、グリーンインフラ促進に関する取組みの効果の見える化をしたほうがいいのではないかとということで委員から意見が上がりまして、みどり33推進担当部のほうからも、二酸化炭素吸収量の数値化や気温を下げる効果の研究を今後進めていくことについての報告がございました。

また、これから御説明する3点についても確認されました。まず1点目が、グリーンインフラについては、評価や認証を含めた制度化に向け、関係所管で検討を進めること。また、グリーンインフラからちょっと枝葉になりますが、グリーンリカバリー。後ほど御説明いたしますが、グリーンリカバリーについて、全庁的なテーマとして政策経営部を中心に検討を進めること。また3点目といたしまして、公共施設のZEB化について、施設営繕担当部、教育総務部等で検討し、次回以降の会議のテーマとして取り上げることなどが確認されました。

引き続きまして、お手持ちの審議資料1-2-⑤を御説明させていただきます。気候危機対策会議の中で、グリーンリカバリーの考え方について整理することを試みました。

2、区におけるグリーンリカバリーの考え方としてということで御説明させていただきます。新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策として、環境を重視した施策の実施を通して地域経済を活性化させて、雇用の創出拡大につながる成果を引き出すことで、コロナ禍以前とは異なる持続可能な復興を目指す、いわゆる世田谷版のグリーンリカバリーという考え方を整理させていただきました。考え方を整理するに当たりましては、【参考】に記載のとおり、〇〇新聞などを参考にさせていただきました。また、この考え方は、具体的な区の事業として今何が当たるかということで、まず環境配慮型住宅リノベーション推進事業が該当するのではないかと区のほうでは考えております。引き続きまして、この環境配慮型住宅リノベーション推進事業について、担当の〇〇のほうから審議資料1-2⑥ということで御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

〇エネルギー施策推進課長 エネルギー施策推進課長の〇〇と申します。

それでは、審議資料1-2⑥の既存の住まいの省エネルギー化の推進、環境配慮型住宅リノベーション補助について御説明いたします。

この補助金は区内の事業者の施工を条件としておりまして、対象工事は御覧のとおりとなっております。今年から新規メニューとしまして、太陽光パネル、家庭用燃料電池、いわゆるエネファームが追加になっております。この事業は平成25年度から始まっておりまして、平成30年度以降の実績は御覧のとおりとなっております。令和2年度367件と件数が倍増している理由ですが、新型コロナによる区内事業者の支援として昨年9月に補正予算がついたからでございます。今年度は事業の担当所管をこちらの環境政策部に移しまして、この4月から受付を開始し、9月上旬には当初予算達成の見込みとなっております。その数字が御覧の件数、293件となっております。ちなみに、今月末までの件数の実績ですが、353件となっております。今年度も補正予算が通りまして、現在、引き続き受付をしているところでございます。

次のページを御覧ください。リノベーション補助の申請の多くは、外壁塗装と屋根の遮熱塗装のセットで申請されております。担当所管としましては、CO₂削減のために、特に省エネ住宅、窓断熱に力を入れていきたいと思っております。

次のページを御覧ください。環境と経済の相乗効果というところですが、この事業は区内事業者による施工が条件となっておりますので、雇用の維持・創出が期待できるところで

もあります。

私からの説明は以上ですが、続きまして、リノベーション補助について〇〇委員より事前に幾つか御質問を頂戴しておりますので、私のほうから質問内容を御紹介させていただきます。

最初に、「交付実績の件数、令和3年度が令和2年度に比べて減ってきていますがどうしてですか」という御質問があったんですけども、これについては先ほど説明の中で件数のことに触れさせていただいておりますので、割愛させていただきます。

続いて、「太陽光発電システムや家庭用燃料電池などの設備が、耐用年数を過ぎ廃棄処分するとき、リサイクルが可能かどうか、もしくは問題なく廃棄することができるのかどうか、教えてください」という御質問です。これはまず太陽光発電についてですが、2030年代後半には太陽光パネルの廃棄が本格化されると見込まれておりまして、大量放置や不法投棄が危惧されるところでございます。これを受けて、環境省では、今年5月に太陽光パネルの再利用を促すガイドラインを作成しています。また、太陽光パネルは産業廃棄物として適正に処理する必要があるのですが、有害物質の適正処理が行われないケースがありまして、太陽光発電協会が使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドラインを作成しておりまして、各メーカーが自社のサイト等で処理に必要な有害物質含有情報を提供することを推奨しています。

続いて、家庭用燃料電池、いわゆるエネファームについての御質問です。こちらは、令和元年に燃料電池実用化推進協議会から、ユーザー及び販売店向けに運転終了後の処分について通知を出しております。各メーカーの指定の方法に従いまして、専門の事業者等に処理を委託していただければ問題なく処理できると考えております。

続いて、「今後これらの設備が大量に廃棄される時期が来ると思います。自然に負担をかけないように設備が更新できれば良いと考えています。その方法を今から頭に入れておく必要があるのではないのでしょうか」という御質問です。その考えについてはまさにそのとおりだと思います。これからの時代は、ただつくるだけではなく、循環型社会に対応することが必要であると感じております。今後、区に求められる役割は、今後の大量廃棄時代に備えまして、リサイクルの方法を啓発していくことだと思っております。今後、国の動向を注視して、区民の皆様に分かりやすく周知できるよう努めてまいります。このたびは御指摘ありがとうございました。

回答は以上でございます。〇〇委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。御丁寧にありがとうございます。

あともう1点、費用的な問題ですが、今、例えば更新をかけたときに、廃棄するに当たって補助金的に費用が出るとか出ないとかという話はまだ御討議されていないのでしょうか。

○エネルギー施策推進課長 そうですね、今のところはまだそういう話を聞いたことがないので、また情報が入り次第お伝えできればと思います。

○委員 ありがとうございます。

○エネルギー施策推進課長 私からは以上です。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

それでは、審議資料1-3、使用済みプラスチック使用製品の資源循環の在り方ということで、これも温暖化に関係がございますので、御説明をお願いいたします。

○清掃・リサイクル部長 清掃・リサイクル部の〇〇でございます。

審議資料1-3①1ページを御覧ください。プラスチックの性質でございます。記載のような特徴がございまして、プラ特有の長所があり、同時に厄介さを併せ持っているところでございます。

1枚おめくりいただいて2ページを御覧ください。使用済みプラスチックは容器包装プラと製品プラに分かれます。容器包装プラは、例えばコンビニ弁当のガラ、弁当ガラなど、製品プラは針金でないクリーニング店のハンガーなどが該当するものでございます。

3ページを御覧ください。平成7年に制定されました容器包装リサイクル法、通称、容リ法の仕組みでございます。右上、商品メーカー等が商品を消費者に売って、消費者は使ったら分別して市町村のごみ集積所に排出する。市町村は収集・運搬して、選別・圧縮梱包して保管します。再商品化事業者、リサイクルする事業者が、容器包装リサイクル協会の逆有償の入札制度によって市町村から引き取りリサイクルするという簡単な流れです。費用は、右上のメーカー、大企業を中心として容リ協会に拠出する形になります。費用分担が下段でございます。EPR（拡大生産者責任）が部分的に課されておりますが、多くの費用が市町村の負担となっているところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。プラスチックのリサイクルの手法です。再生樹脂としてパレット等の原料にするマテリアルリサイクル。これは材料リサイクルともいいますが、これが1つ。2つ目には、分子レベルで化学反応させて様々な製品にするケミカルリサイクル。薄い字になっておりますが、3つ目に、以前はサーマルリサイクルと言っ

ておりましたが、ごみ発電等で熱回収するなどのエネルギーリカバリーがございまして。容器法では、原則、マテリアルとケミカルの2つでありまして、さらに中でもマテリアルリサイクルが優先されることとなります。なお、マテリアルリサイクルは、材料のプラの約半分をリサイクルすることができず焼却しております。

続きまして、5ページを飛ばしまして6ページを御覧ください。リサイクル手法別の、CO₂削減効果です。上から2番目、3番目、4番目の棒グラフが先ほど言いましたマテリアルリサイクルでございます。リターナブルパレットであるとかコンパウンドの製品化ですね。5番目、6番目がケミカルリサイクルです。ガス化、コークス炉化学原料化というのが載っております。この5つの平均が一番上のグラフの加重平均ということになります。下2つが、現在、清掃工場でごみの焼却発電をやっておりますが、そのグラフでございます。発電効率は今現在が15.8%ですが、今建て替えしているのが竣工しますと17.6%になります。

続きまして、7ページを御覧ください。現在の本区の状況でございます。ペットボトル、これは単一品質で、水でゆすげばすぐリサイクルできますので、ごみの集積所で分別回収をしております。発泡トレイや食品用透明プラは、回収はしていますが、集積所ではなくて拠点回収を行っているところでございます。しかしながら、それらを除くその他のプラは可燃ごみとして収集してございまして、清掃工場で熱回収した上で、発電や温水プール等で有効利用をしているところでございます。

8ページを御覧ください。この6月、ニュースで御覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、プラスチック資源循環促進法といたしまして、プラ新法が成立いたしました。ただし政省令はまだですので、来年4月より施行予定と聞いております。そのプラ新法の概要でございます。ここでは、容器包装リサイクル法で定められている容器包装プラに加え、製品プラが対象になっております。細かくて恐縮ですが、私ども市町村に関する部分は左下に書いてございまして、家庭から排出されるプラの分別収集を促進するため、容器法のルートを活用した再商品化を可能にするということが書かれております。

1枚おめくりください。少し複雑なところなんですけど、では、プラスチック1トンを新法にのっかって分別収集してリサイクルした場合と——分別収集というのは8万8000か所のごみの集積所で取るということ——現行の発電焼却した場合のCO₂の比較を行っております。これはLCA（ライフサイクルアセスメント）という手法を用いて分析してございまして、国の審議会で使用されたデータをそのまま援用しており、例えば世田谷区独自

のもの、収集・運搬車両の数とか運搬中継距離、あと清掃工場の発電効率は世田谷区版に置き換えているものがございます。リサイクルの手法としては、いろいろ効果が大きく異なりますので、ここでは先ほどの6ページの5つの再商品化手法を平均した加重平均を取ってございます。

まず、この棒グラフを見ていただきまして、左半分は分別収集してリサイクルした場合のCO₂の削減効果です。一番左の棒グラフは、プラをリサイクルしないで処理し、リサイクルする代わりに新たな製品を製造する場合のCO₂の排出量です。一番上に小さく出ておりますが、プラ1トン当たりCO₂の排出量が5030キログラムでございます。左から2番目が、加重平均でプラを分別回収してリサイクルした場合のCO₂の排出量です。計2879キログラムとなります。差引きが3番目でマイナス2151キロとなり、これでトン当たり2151キログラムのCO₂削減効果があると考えてるところでございます。

右半分も同じです。焼却発電した場合のCO₂の削減効果で、プラを発電なしで単純焼却した場合が一番右。焼却発電した場合のCO₂の減少はマイナス1008キログラムとなりまして、トン当たり1008キログラムのCO₂削減効果があると考えます。

真ん中の四角で囲まれたグラフがリサイクルと焼却発電した場合のCO₂の量を比較したもので、分別収集してリサイクルした場合は焼却発電よりも1トン当たり1143キログラムのCO₂削減効果があるという結果になったところでございます。

前回の環境審議会で宿題になっておりました、リサイクルに伴う収集車両によるCO₂の増加についてちょっと触れさせていただきます。この左から2番目のグラフの中に小さく収集76キログラムとあると思いますが、そこの部分が車両の増に伴うCO₂の増です。実はプラ1トン当たり69キログラムの増となりまして、全体の削減効果に3.4%の影響しか及ぼさないことが分かりました。ただ、一方、住民の皆さんが区のリサイクルに出すためにプラスチックの汚れを1分間ガス給湯器のお湯で洗ってしまうと、リサイクルによるCO₂の削減量をトン当たり800キログラム打ち消すことになりまして、全体の削減効果に大きな影響を及ぼします。

続きまして、10ページを御覧ください。表のとおり、区全体のCO₂排出量は年間約263万トン。そのうち一般廃棄物部門は約11万トンで、全体の約4%でございます。この資料にはございませんが、仮にお湯で洗わず排出したプラを分別収集して加重平均でリサイクルした場合は、年1万8969トンの削減量が見込まれる結果になっております。この数字は、ごみ部門のCO₂排出量の17%、区全体のCO₂排出量の0.7%の削減に寄与すると

評価することができます。

また、これも資料にはございませんが、コストでございます。新法では、製品プラスチックの収集から再商品化までの全ての費用は市町村の負担となります。そのような中で、確実にCO₂削減効果が見込めるリサイクル手法を区が採用した場合、現時点での推計でございますが、年間約20億のランニングコストを想定しております。まだ研究途上で、まだまだ検討を進める必要がございます。また、政省令が出てございませんので、具体的にどのような方法で容リ協会が入札するのかも分かりません。まだまだ検討を進める必要がございますが、判明した範囲で御報告をさせていただいた次第でございます。

11ページを御覧ください。上段に、新法の成立を踏まえまして、プラの分別収集・再商品化の在り方について検討に着手するとございますが、後の庁議の結果、従来の方針を見直し、検討を進めると修正されました。下段の部分は記載のとおりで、清掃・リサイクル審議会で検討することとなりました。

最後に12ページを御覧ください。スケジュール（案）でございますが、これも3行目が、令和5年1月、区民意見募集等に修正されたところでございます。説明は以上でございます。

○**会長** ありがとうございます。リサイクルすると、ひとりあたりに単純に計算すると2000円ぐらいの費用の増加ということですね。

引き続き、審議資料1-4、お願いいたします。

○**環境計画課長** それでは、審議資料1-4を御覧ください。まず1ページでございます。世田谷区における今後の温室効果ガス削減量に関する検討（案）ということでまとめさせていただいております。

1、2050年の脱炭素に向けた2030年目標に関する動向です。IPCC1.5℃特別報告書の中で、世界の平均気温の上昇を1.5度に抑えるためには、世界の二酸化炭素排出量を2050年までに実質ゼロ、2030年までに約半減させることが必要だと報告されております。これを受けまして世界で脱炭素化に向けた動きが活発化しており、国内においても、国、東京都が2050年までの実質ゼロと2030年の目標引上げを実施しております。国の目標といたしましては、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減を掲げております。

2ページを御覧ください。東京都の目標といたしましては、温室効果ガス排出量を2030年までに2000年比で50%削減すると表明しております。

続きまして、3ページを御覧ください。世田谷区における2018年度までの温室効果ガス

排出量の推移でございます。直近10年間の温室効果ガス排出量は、若干変動はあるものの、2012年度をピークに減少傾向にございます。2018年度の排出量は、2013年度比でマイナス10.8%となっております。

4 ページを御覧ください。二酸化炭素排出の主な要因であります最終消費部門ごとのエネルギー消費量は、長期的な傾向として2002年度をピークに減少しておりまして、2018年度のエネルギー消費量は2013年度比でマイナス9.5%となっております。また、温泉効果ガス排出量及びエネルギー消費量の内訳は、家庭部門の割合が最も高い状況となっております。2018年度の家庭部門のエネルギー消費量は、2013年度比でマイナス4.7%となっております。

5 ページを御覧ください。世帯当たりのエネルギー消費量は同マイナス7.9%、世帯数の増加が全体の減少幅が小さい主な要因と考えております。

6 ページを御覧ください。次期世田谷区地球温暖化対策地域推進計画の削減目標の方向性について御説明いたします。3つのケースについて試算を行いました。

ケースAについては、現状以上の対策を行わなかった場合の2030年度の世田谷区内の温室効果ガス排出量に、国の計画する電力排出係数を見込んだ水準を想定してみました。結果といたしましては、2013年度比でマイナス25%程度が見込まれております。

7 ページを御覧ください。ケースBにつきましては、ケースAで見込まれる排出量から現時点で想定される国の対策効果を積み上げまして、到達可能な水準を想定してみました。結果といたしましては、2013年度比でマイナス48%程度が見込まれます。

続きまして、ケースCにつきましては、国、東京都の削減目標を踏まえまして、世田谷区が達成すべき水準を想定してみました。結果といたしましては、2013年度比でマイナス53から55%が見込まれます。

8 ページを御覧ください。ただいま御説明いたしましたケースAからケースCの試算結果を比較した表でございます。今後、ケースBに各担当所管課で検討しております施策を積み上げていく予定でございます。私からの御説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

続いて審議資料1-5、よろしくお願ひいたします。

○環境計画課長 引き続きまして、審議資料1-5から1-7までまとめて御説明させていただきます。

審議資料1-5でございます。若者環境フォーラムの実施結果についてでございます。

10月30日土曜日に若者環境フォーラムを実施させていただきまして、テーマ「気候危機に対して、私たち一人ひとりができること」ということで開催いたしました。参加者数は35名。傍聴者は若者20名が視聴してございます。

若者の主な意見といたしましては、6で記載してございますが、例えば服のリサイクルやフードロスの削減など、まず自分たちから、身近なところから取り組んでいきたいという発言がございました。また、自分たちの行動がどう影響しているのか、現地を見ることや世界を知ることが大切だというような御意見もございました。また、皆さん共通で、最後のまとめのような形で発言されたのが、1人の100歩より100人の1歩、さらに2歩、3歩と、みんな若者で進めて伸ばしていきたいという御意見がございました。また、今回集まられた35名、視聴された20名の方、団体同士の集まりによって活動のモチベーションが上がったという御意見もございました。今後もまた皆様、楽しみながら環境活動の輪を広げていきたいというような意見もございました。また最後に、区の職員に向けても御意見をいただきまして、区の職員はもう少し環境に関する研修を充実させて、若者と区役所内部からも変わってほしいという御意見がございました。

続きまして、審議資料1-6でございます。地球温暖化対策地域推進計画見直しに関する区民ワークショップの開催結果についてでございます。

先週の11月13日土曜日に開催させていただきました。基調講演として、当審議会の〇〇会長から「環境をよくする地域の力」ということで御講演いただきました。参加者数は22名、参加者16名で視聴は6名でございました。

主な意見といたしましては、各家庭の世帯単位でCO₂排出量の見える化や、まちの持っている特徴、あとポテンシャルを見える化するといった「見える化」というキーワードについて御意見が上がりました。また、省エネ行動と連動したポイント制度の創設、行動と削減量の早見表の作成など行動と効果を結びつける取組みに関する御意見、また、お金と課題、アイデアのマッチングシステムの方式についての御意見がありました。また、資金調達に関する御意見といたしまして、再エネクラウドファンディングの創設などはいかがかという御意見もありました。そのほかにも、都市交通やごみ、みどりなどに関する御意見がございました。

続きまして、審議資料1-7でございます。こちらは先日行われておりました第3回区議会定例会での主な議論で、特に気候危機に関する様々な議論が行われました。それを一覧でまとめてございます。後ほど御覧ください。

いずれにいたしましても、先ほど御説明いたしました気候危機対策会議は区役所で、環境審議会の委員の皆様にはこちらの審議会で御議論いただき、区議会の議員の皆様も区議会の中で御議論いただいております。3者が一体になって今後の気候危機対策に世田谷区として取り組んでいきたいと考えております。簡単でございますが、御説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

審議資料1-8は先ほどの御説明と重複するかと思いますが、何か補足はございますか。

○清掃・リサイクル部長 先ほどの説明とかぶる部分以外で、別紙1を若干補足させていただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。

前回の審議会では、委員の皆様から多くの御質問、御意見をいただきながら、私どもの電子機器の不具合によりましてまともなお答えをすることができず、誠に申し訳ございませんでした。この場を借りてお詫び申し上げます。

前回回答できなかった分を今回資料としておつけしましたが、ごみの趨勢や、区民1人1日当たりのごみ量の考え方、事業系のごみのお話などが多かったと思います。詳細は資料の回答欄を後日、御高覧いただくといたしまして、私からは、資料の後ろにございます別紙1で若干説明させていただきたいと思います。

別紙1ですが、ごみ量のトレンドといたしましては、ここ一、二年は別にしまして、一貫して減少傾向にございます。折れ線グラフが区民1人1日当たりのごみ排出量。これをごみの排出原単位といいますが、その推移です。棒グラフは区が収集した可燃、不燃、粗大のごみです。

裏面の表を御覧ください。表面のグラフを数値化したものです。一番右に事業系ごみを加えてございます。この※2の事業系ごみは23区の清掃工場に許可業者が持ち込んだ量でございまして、事業系ごみは、ほかにごく少量の民間施設の持ち込まれる分と、あと建築廃材等のコンクリートガラ、実は重たいんですが、産業廃棄物がございます。民間処理施設に持ち込まれる部分のほとんどは、実は落ち葉や剪定枝の堆肥化やチップ化でリサイクルされているものでございますので、ここから抜いております。また、産業廃棄物分は、広域産廃と言われるんですが、都道府県をまたぎ民間で処理されているもので、都が管理するものでございますので入れておりませんし、入れようとしてもなかなか区ごと、市ごとには出てこない数値となっております。この事業系ごみのトレンドは増減がございました

が、主に経済状況や景気変動に相関性が比較的高いものでございますが、これを1ページの折れ線グラフに加えても、なお全体的には区内発生ごみ量は減少傾向にあるということでございます。

区内から発生するごみ量は家庭ごみだけではございませんので、ターゲットを区収集ごみに限るべきではない。また、区民1人1日当たりのごみ排出量に事業系ごみを入れるべきではないかというお話はごもっともな御意見でございます。これまで区収集だけを対象にしていたわけですが、これは恐らく事業系ごみが正確に把握できなかったことに起因するものではないかと考えております。事業系ごみは、許可業者は23区、区をまたいで回ります。ですので、23区ごとにまたがって混載されてしまうので、なかなか出てこないという事情がございます。ですので、1キログラム単位で正確に捕捉できるのは区収集ごみになりますので、それを基に原単位と削減目標とを考えるとというふうに考えております。

しかしながら、最近の許可業者における区別ごとの収集量の集計方法も以前より精度を増しております。今回、非常によい御指摘をいただきましたので、排出原単位の取り方であるとか、また、家庭ごみとは別に事業系ごみの減量目標値を定められるよう、次回、一般廃棄物処理基本計画策定時に検討することをお約束させていただきたいと思っております。補足は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

大変長い間いろいろな説明を受けていただきました委員の方々、ありがとうございます。恐らく次回以降、これだけのインプットがあることはなくて、委員の皆様方からのアウトプットが中心になると思いますけれども、今日は辛抱して聞いていただきました。

いろいろな議論が出てきまして、資料1-9でこれまで委員の皆様方から頂戴した意見が整理されておりますが、今回についてもこういうことで追加をされていくと思っております。

今日の議論ですけれども、何でもどうぞというのも1つありですし、全員順番にあいうえお順に当たるというのもあると思うんですけれども、そこまでしなくてもいいかなと思っておりますので、大きく2つに分けて、計画全般といいますか、例えば資料1-4でありましたような目標のつくり方とか、あと、区がいろいろやっていますけれども、やはり区民もやらなきゃいけませんし、事業者もやらなければいけない計画の役割みたいなこと、そういった総論的なことについて最初にディスカッションできればと。この目標づくりも大変重要なことだと思います。

それから、後半、できましたら、今御説明がいろいろありましたけれども、さらにこん

なことはできないのかとか、あそこではこんなことをやっているぞとか、いろいろな対策の取組みについての具体的な御提案、御意見があるかと思います。それについては、後半20分か25分ぐらいから、そういった対策についての議論をしてみたいと思います。大変勝手ですけども、議論が拡散するといけないと思いますので、まずは目標のことも含めて計画の在り方という総論的なことで御意見を頂戴したいと思います。それでは議論をオープンにしたいと思います。どんどん手を挙げるなり、手挙げマークをつけてください。よろしくをお願いします。

それでは、模範意見みたいなものを〇〇先生と〇〇先生からまず聞きたいなど。個人的に指名して申し訳ないですけども、お願いしたいと思います。

○委員 よろしくお願いいたします。貴重な御報告、どうもありがとうございました。全体的に私がすごく気になっているのは、これからソフトのインフラの問題とハードのインフラの有機的な連関というのがすごく重要になってくるのかなと思っております。

当然ハードインフラに関しましては、このような土木施設等々をはじめとする設備環境の整備が重要であるということも重々分かっているんですが、その一方で、ソフトインフラに関しましてもやはり様々、例えば人づくりもそうだと思いますし、ネットワークの話もそうだと思います。やはりこのようなものを連動させていく仕組みがこれからとても重要になってくるのかなといったときに、以前も指摘をさせていただいたんですが、ハードをハード、ソフトをソフトで捉えるのではなくて、それをつなげるような仕組みを考えていく必要があるのかなといった時に、中間支援的にそれを橋渡しし、両方の文脈の中からそこをつなげる場づくりがすごく重要なのかなと思っています。非常に雑駁な指摘で恐縮ですが、ハードとソフトのインフラをどういうふうに連動させていくのか、効果的、効率的に促す仕組みづくり、場づくりも御検討いただければと思います。

○会長 ありがとうございます。計画の要素として非常に大事な話だったと思います。

それでは〇〇先生、お願いできますでしょうか。

○委員 よろしくお願いいたします。計画の大枠のところ、私からは2点、コメントを差し上げたいと思います。1点目は、審議資料1-4の温室効果ガスの削減量に関する検討です。8ページにA・B・C案の比較があって、これはいいなと思ったんですが、やはりBの積み上げ方式とCのバックキャスト方式、両方を並べてみて、バックキャストというものは世田谷でどれだけ削減すべきかということが示されるわけですね。一方で、積み上げは、世田谷区でやっている施策を積み上げたときにどこまで達成できる

かということですので、ぜひこの積み上げでどんどんよくしていくような内容を考えて、なるべくバックキャストの値に近づくようなアプローチを取るのが計画論としても分かりやすいかなと思いました。それが1点です。

それから2点目が、審議資料1-2⑤のグリーンリカバリーに関してなんですが、御説明いただいたように、〇〇新聞の定義によると、かなり経済を浮上させるということが重視されているんですけども、私の理解では、このグリーンリカバリーというのは、コロナ禍から徐々に回復する中で、要は暮らしとかビジネスが戻ってくるわけですけども、そのときに従来の状況に戻すのではなくて、むしろより環境に優しい形に、つまりグリーンに転換していこうということだと思えるんですね。ですから、経済効果として、経済対策としてのグリーンリカバリーということであると、環境配慮型住宅リノベーション助成事業になってしまうのかもしれないんですが、冒頭で申したとおり、もう少し幅広い定義で捉えると、例えばリモートワークがある程度進んで、身近な生活環境で暮らすようなライフスタイルになってきたことをもっと後押しするとか、交通分野の環境政策でいえば、この間、自転車利用が随分増えたと言っていて、以前の資料でも、国道246号の自転車が増えたという話もありますから、そういうところで自転車レーンをちゃんと造っていくとか、あるいは駐輪場が足りてなさそうなのでそれを考えるとか、あるいは飲食店も、コロナ禍では厳しい状況でしたが、徐々にまたリカバリーするときに、例えばフードロスなどがどんどん減っていくような活動を後押しするとか、そういうもう少し広い意味でのグリーンリカバリーを捉えるといいのかなと感じました。グリーンリカバリーの定義について、多分いろいろとあると思うのですが、私はもうちょっと広く捉えているものから、そのような指摘をさせていただきます。以上です。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。各論にわたる御指摘もありましたけれども、また各論のところでもさらに補足していただければと思います。

今、模範意見陳述がありましたけれども、私も意見があるという人はぜひ手を挙げていただきたいと思います。ほかにいらっしゃいませんか。

○委員 ただいまの御説明、大変詳細に、本当にありがとうございました。ここの審議会は、大きなところの計画を立てて、目標値を決めたりしていく場ではありますけれども、区長のほうも、昨年度、非常事態宣言を出されて、そしてライフスタイルを変容させていくとおっしゃっているわけですけども、区のほうでグリーンインフラとかグリーンリカバリーと言っているけれども、実際、区民のライフスタイルを変容させるといったときのそ

の変容が、本当に実態として現状として見えてくるのか、分かるのかというのがちょっと心配されるところです。

福祉関係だったら、地域の中にいろいろなところ、デイホームにしたっていろいろあって、ちょっとお伺いすれば、そこでアドバイスをもらったりする場がありますよね。環境に関わるようなことでちょっと疑問になっていること、役所や出張所までは行かないけれどもこういうことを聞きたいと、区民目線、区民参画できるような場というか、機関づくりみたいなものを今後区のほうで考える方向はないかなというのが1つ考えたところです。1点だけ、取りあえずお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。また各論のところでも御意見いただきたいと思いますが、先ほど○○委員がおっしゃっていたような、単に技術的な対策とかを並べるのではなくて、それを普及していくお手伝いの仕組みといったようなものも計画の中身にあるべきではないかというところで、非常に共通する意見だったと思います。どうしても各論とかぶってくるころもあると思いますが、それは気にしないで御意見をいただければと思います。引き続きほかの御意見はございますでしょうか。

○委員 グリーンインフラについてですけれども、大変すばらしいアイデアであると思っておって、どんどん進めていくべきだと思うのですが、昨日もちょっとこの件をお酒を飲みながら商店街の人たちとしゃべっていたんですけども、一般の人たちはグリーンインフラというものについてまだ認識がないというか、特に三軒茶屋、世田谷地区ですけれども、そのグリーンの少ないところに住んでいるものですから、何するのという話が多くて、あんまり琴線に触れてこないというか、そういうことを感じたので、もう全体的でいいんですけども、グリーンインフラってこういうものだ、いいものだということをもう少し啓発していかなければいけないのかなと思いました。そこのところから始めていかないと、スタートできないのではないかという感じでした。

○会長 ありがとうございます。さっき○○委員が分類しましたソフトインフラ、ハードインフラのほかに、そういう自然インフラみたいなものがあるのかもしれませんが。とても面白い意見で、ありがとうございます。ほかにどんどんお願いします。

○委員 グリーンインフラという言葉の使い方が、いろいろ資料を頂いている中でちょっと何か分かりにくいというか、いろいろなものが示されて、確かにいろいろなものが入ってくると思うんですけども、資料を全部そろえたときに、何を称してグリーンインフラというふうに区のほうで定義されて、どういうふうに使われようとしているのかは、資

料によって若干まちまちなのかなという印象を受けました。先ほど御意見があったように、やっぱり一般の方がこの区の計画を見たときに何？というふうに思ってしまうのは、一般の方の行動、生活につながりにくいので、そのあたりはもう少し言葉の使い方を考えたほうが良いなという印象を持っております。それが1点です。

もう1点は、グリーンインフラの関係で豪雨対策、資料1-2②ですけれども、若干各論になってしまうんですが、令和19年度末までに時間10ミリということで上げてくださっていて、それが達成する見通しがありそうだという御説明があったような気がするんですけれども、実際にこのグラフを拝見しますと、民間施設〔助成を除く〕が50%以上で大半を占めているようです。ここが伸びてきているから今グラフが伸びていっているように見えるんですけれども、具体的にこれがどういうもので、将来これがどう伸びていくのか、何かお考えがあるようでしたら、追加で伺えるとありがたいと思います。

○会長 質問がありました。これは土木部の担当なんですか。お答えできればお願いいたします。

○豪雨対策・下水道整備課長 実績図の大半を占める民間施設〔助成を除く〕(50.3%)の分でございますが、こちらは開発をしたり、大きなマンションを建てたり、そういうおおむね150平米以上の敷地の建て替え等に関しましては設置を義務化しております、御自身の費用で設置していただいております。そちらのものが助成を除く民間施設になります。見通しにつきましては、建て替えや開発が起きれば進んでいくものと考えておりました、大体過去のケースを見ますと、今のような伸びで今後も増えていくと見込まれています。

○会長 今の点で〇〇委員、どうでしょうか。

○委員 ありがとうございます。

○会長 すみません、ちょっと聞いていて私は疑問に思ったんですけれども、1つは、150平米というのはちょっと大きい数字じゃないかなと思うんですが、それは置いておいて、例えばそういった開発についての環境対策については、今日も幾つか出てくると思いますが、この審議会でチェックをすることになってはいますが、前は更地だったり、もっと小さい建物が建っているところに新しい建物が開発される。その新しい建物について雨水浸透なんかは確保されるということなんです、私が言いたいのは、開発前にあった貯留能力は計算しないで新しく確保しただけを計算すると、実際には減っているケースも出てきちゃうんじゃないかなとちょっと心配しました。その辺は、従前あったら貯

留能力、あるいは浸透能力を計算して、新たに増えた部分だけの純増ということで計算されているのでしょうか。

○豪雨対策・下水道整備課長 対策量につきましては、施設の規模や種類に応じて設定しております。民間施設の開発で行っていただく場合は、もともと全部土だった部分よりは、整備していただくことでより多くの浸透機能を持つような計画で設定させていただいております。

○会長 では、開発に伴って純増する浸透量なり貯留量を計算するということですね。そうすると安心ですね。分かりました。ありがとうございます。

ほかに質問も含めて御意見はございますか。計画の大きな立てつけに関することです。

○委員 プラスチックの分別収集というのは大分皆さん理解して分別していると思うんですが、一応ペットボトルと発泡スチロールは完全に分かれてやっているんですが、そのほかにいっぱい商品によって、プラ、プラとマークがついています。この前、選挙のときに、今までただ単に焼却してもらうごみに一緒に入れていたものが、今回はそれを分別してくださいと区から連絡があったと事務局の人がおっしゃって、容器とは別に、またそのほかに薄いものですか、そういったものを分別していくのは、一般には浸透していないですよ。これからそういう方向に持っていくのでしょうか。分別具合がまだまだよく分からないところがある。この資料だとそういったこともあまりよく分からないような気がするんですけども、どうでしょうか。

○会長 御質問ですので、部長、お願いします。

○清掃・リサイクル部長 おっしゃるとおりで、プラスチックが厄介な理由は、単一素材が分からないんですね。素材が違えばリサイクルできないので、ペットボトルはせつせつと回収しているんですが、その他プラはやっていないという状況です。ただ、そうは言われていられないので、製品プラも含めてやりましょうという、まさにとぼ口に立っているところでございます。その点、いただいた御意見も含めて、来年度からかんかんがくがくの清掃・リサイクル審議会の議論が進むものだと考えております。

○委員 誰でも分かるような収集方法を示していただければ、区民としてはありがたいなと思っています。よろしくお願いします。

○清掃・リサイクル部長 もっともでございます。

○会長 よろしくお願いたします。また、当審議会も大変関心の高いところでございますので、ぜひ連携を取っていただきたいと思います。

ほかに御意見ございますか。計画全般の話はこの辺で、あと各論ということにしたいのですけれども、よろしいですか。

それでは、もっと各論的な関心を持っていらっしゃる方、どんどん御意見をお願いいたします。

○委員 各論になってしまうんですが、資料1-2のグリーンインフラのところですが、先ほどもいろいろお話が出ていましたけれども、このグリーンインフラを、やはりもっと区民の人たちが自分たちのものとして見える形に……。今日のこういう図を見るととても分かりやすいんですけれども、この図が一般的に皆さんの目に入っているかどうかというのがあるのと、例えば広報とかの形でこれだけを集めたものがあったりすると割と見やすいと思うんですが、広報の中に小さな字で1行、こういう話がありますというだけだったりすると、そこから次にみんな行かないというのがあると思うんですね。やっぱりいろいろなことが分かるようになっていて、例えばこういう形の中で、今やられている池之上小学校の改築のところでは、ようやく桜の木の伐採の次の方法を今週考えましたとか、そういうふうな話が少しずつ出てくるんですけれども、多分地域の人とかも誰も知らないと思うんですね。そういうことが分かるようなことをしてほしいと思います。

それで、資料1-2⑥の住まいエネルギーとかもそうなんですが、ここでは区の事業者の方に対して、いろいろなことをやったら補助がありますとなっていますが、例えばハウスメーカーさんは、家を建てるときにこういうことを個人の施主さんにきちんと説明していないと思うし、やっぱり分かっていないとかいろいろあって、例えば個人というような人たちに対してこれを全部見えやすくしていく。さっきもありました見える化みたいなことが出てきたらいいなと思いました。

それから次に、いろいろ言ってますみません。あと、ごみの出し方について、先ほどごみの収集全部の量によってコストがどれぐらいかかるという話がありましたけれども、これもごみを出すときに、実際、世田谷区の中でこれぐらいの費用がかかっているよというのが、例えばこの時期、次の年のごみ収集の表が各家庭に届けられているんですけれども、こういうふうにごみを出してくださいとなっているんですが、これだけコストもかかりますというようなことが分かるようにしておくと、皆さんもっと注意するのではないかと思います。ちょっと細かいことばかりですみません。

○会長 ありがとうございます。計画の中でそういうきめ細かいことが必要だと書くか、もっとさらに突っ込んで、こういうことをしてほしいと書くか、その辺もまたこれか

ら議論したいと思います。

ほかの御意見ございますか。部長、今ごみの意見がたくさんありましたけれども、何かあれば補足してください。

○清掃・リサイクル部長 1 t 当たり 5 万円ぐらいの費用です。100 万弱の人口があり、23 万 t ぐらいですので、1 人当たり 5000 円ぐらいになるのかな、5 万円か。すみません、ちょっと資料がないので。まず、ホームページに載せております。カレンダーも全世帯に配っておりますので、そこにも入れるように考えたいと思います。税金に関わる非常に重要なことですので。ありがとうございました。

○会長 そうですね。区役所が払っているのではなくて、払っているのは区民なので、ぜひコスト意識を持つ必要があると思います。ごみだけじゃないと思いますけれども。

ほかにまだ御意見をおっしゃっていない方。〇〇副会長は締めで、〇〇委員、お願いします。

○委員 今ちょうどカレンダーのことが出たので、配られているカレンダーについてですが、今カレンダーを御覧になられている区の方はどれぐらいいらっしゃるのか、データで捉えたらいいのかなと思います。若い世代になってくると、ああいうごみのカレンダーを飾る方はほとんどいらっしゃらないかと思われま。この辺は私の個人的な意見なので、御検討いただけたらと思います。

○清掃・リサイクル部事業課長 事業課長の〇〇です。カレンダーは、確かに若い方ですと、紙の関係ですので、電子でというお話があります。例えば収集日とか分別の関係についてはホームページに載せているところです。カレンダーに関しては、どうしてもデジタルではない、紙が欲しいという方の要望も受けて、今現在、発行している状況になっております。また、ホームページのほかにも、登録をいただいている方にはメールマガジンとかアプリでそういった情報をお知らせしているところです。補足になりますが、そういうところになります。

○会長 ありがとうございます。個人的意見ですけれども、どこかに置いておいてもいいように、もうちょっとセンスのいいものにしていただければいいかなという気がちょっとしていましたが……。

あと御意見を賜っていない方は、〇〇副会長は最後に締めということで、〇〇委員。

○委員 これも各論なんですけれども、今日の配付資料 1 - 3 のプラスチックのことで、プラ新法がこれからあるということで、かんかんがくがくの議論をしますという話で

すよね。たしかこの環境審議会も、今までは、プラスチックに関してはサーマルリサイクルというか、燃焼させることがほとんどの話だったと思うんです。プラ新法のこともあって、ようやく今回、マテリアルリサイクルとかケミカルリサイクルという文言が出てきたと思ったんですけども、2019年ぐらいですか、国内の廃プラの活用、総排出量は850万tぐらいあるのかな。そのうち85%が有効活用されているというんですけども、そのほとんどがサーマルリサイクル、要は清掃工場で燃やして発電しているということだと思うんです。でも、これは今の脱炭素のところからいくと非常に問題が大きい話なので、いかにそのマテリアルリサイクル、現状だと22%ぐらい、それからケミカルリサイクルは3%ぐらいだと思うんですけども、これを増やしていく方向へ、世界も、日本もやらなくちゃいけないと思うんです。

そのために、今、例えばコンビナートの活用が言われていまして、コンビナートはもともと製品をつくる動脈側のものだったのが、今、静脈側といって、リサイクルのほうにかじを切って、それにビジネスチャンスを見いだしているわけです。ということは、ますますもってケミカルリサイクルの比率を高めていって事業化しようというのが今の日本の産業界だと思うのですが、それをやるための一番の問題は、回収をどうするかだと思うのです。これがまさしく世田谷区のような自治体が、いかに家庭から出てくるプラスチックごみをケミカルリサイクルに持っていくかという仕組みをつくる場所だと思うのです。

今、現状は、空き缶、ガラス、段ボール、新聞が資源ごみの日に出てくるわけですけども、それ以外の食品トレイとかは、スーパーマーケットの入り口に回収のボックスがある程度で、まだまだ一般には回収する場所がないわけです。お金のことはまた別に考えるとしても、資源ごみの日に食品トレイとか、先ほど〇〇さんが言われたように、プラとか、ちゃんとした回収日にそういうものだけ分けるような仕組みをかんかんがくがく議論していただきたいなと思います。そういうふうになれば脱炭素化が図れる。それも世田谷から、このように各町内会で、各家から出てくるものが分別されて、最終的にはコンビナートに行くような仕組みの一番の入り口をやっているんですよということをぜひ知って、やっていただきたいなと思います。

〇清掃・リサイクル部長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、今サーマル中心にやっていますが、それから一歩踏み出すということで、来年度から検討させていただきたいなと思います。

何かやっていないようなことをよく言われるんですが、ペットボトルは2週間に1回や

っているんです。なぜやっているかという、同じポリエチレンテレフタレートなので、混ざらなくて、単一素材でリサイクルできるからなんです。先ほど〇〇委員のときも申し上げましたが、この問題というのは材質が分からないところにみそがあって、同じポリエチレンやポリスチレン同士でないとしリサイクルできない。〇〇委員は工業界なので多分御存じだと思うんですが、そこが非常に難しい。そこが厄介な点ですね。なので、その辺も含めて、あと汚れも含めて、ぜひ前向きに検討することになっておりますので、見守っていただければと存じます。

○会長 ありがとうございます。見守るだけじゃなくて、以心伝心じゃなくて、出た意見はちゃんと紙で提出して、環境審議会からのお願いということで委員の方々にも認識していただければと思います。

○委員 すみません、先ほどのところにまた話を戻してしまって恐縮なんですけれども、資料1-2②の豪雨対策のところ、いっぱい降ってくる雨を災害対策として回避的に、要するに地中に洪水が出てくる時間差を稼ぐ意味で浸透ますとかタンクという話で、どちらかという迷惑なものを少し回避するという方向が多分豪雨対策のほうだと思うのですが、その一方で、その前の資料①のほうは、水とかグリーンをもっとプラスのほうに有効に使いましょうという施策になっているはずで、このところの橋渡しとして、確かに降ってくる水は一時的だし、量的にはものすごいものがあるので、なかなか話をつなげにくいのかもしれないですけれども、やっぱり同じ水を活用するという意味では、この①の資料と②の資料の間をもう少し埋めるような水の活用の仕方も施策として考えていければいいのかと思います。

○会長 降ってくる水だけではなくて、実は節水なんかものすごく間接のCO₂排出が多いので、そういうのも本当は、対策の中身に入れたほうが良いなと個人的には思っております。水についてもごみと同じように、相当いろいろ議論をしたほうが良いようですね。ありがとうございました。

○委員 プラスチックの新法が来年度から施行するというお話を伺いました。それで世田谷区のほうでは、3Rと言っていたのを今度2Rと言いはじめましたよね。そして今度、先ほどの資料によりますと、3R+リニューアブル、再生可能ということで書かれているんですが、区としてはどういう形で区民に周知していくのか。プラスチック問題は、海洋の問題から非常に興味も高く、重要なところだと思うのですが、現状でどういう方向で進めようということになっているのか、お考えがあったらお教えいただきたいと思

ます。

○会長 これから審議と思いますが、現状はどういう方向かということです。

○清掃・リサイクル部長 世田谷区としては、随分前から、3Rの中で2R、発生抑制とリユースをより重要にしようという考えには変わりはありません。

まず、資源の話もCO₂の削減の話も、物自体が減ればそれは純減しますので、リサイクルしたとしてもCO₂は出ますので、それが全く出ないということであれば純減しかないかなと思います。ただ、それには限りがありますので、発生抑制、リユースしてもなお出てくるものについては適切な方法でリサイクルしましょう、リニューアル、他の代替素材に替えましょうという考えでございます。ありがとうございます。検討させていただきます。

○会長 ありがとうございます。ごみの話もとても重要な話でございます。

それでは、〇〇副会長、締めでこの計画関係の最後の御意見を賜われればと思います。よろしくをお願いします。

○副会長 締めになるかどうか分かりませんが、まず各論的なお話からいきますと、幾つか御指摘がありましたように、グリーンインフラの関係ですね。非常に興味深いということとか、ぜひ進めていくようにというお話があったんですけども、やはり区民の方に分かりやすくというか、その辺がもうちょっと必要なのかなと。例えば資料1-2、グリーンインフラの取組みの5ページあたりのイラストなどをうまく使いながら区民の方々に理解していただくということ。

それから、それが日常生活、身の回りのことにどう関わっているのか。要するに、樹木が1本あることによってとか、このぐらいの面積があることによってCO₂がどのくらい減るといようなことが分かるかというのかなと。例えば資料1-4の10ページあたりに実質ゼロの話が書いてありますけれども、この文章の中で森林という言葉が書いてあるんですが、世田谷区内においては森林というイメージの空間はなくて、むしろ樹林とか樹木とか、そういうことだと思ってしまうので、そういう身近なところに置き換えていくことが大事なのかなという気がしました。

全体的な話でいきますと、要するに、この間もCOP26で段階的廃止が段階的削減とフェードアウトしたようなお話もありますけれども、ただ、区の方々がこれだけ頭、労力を使ってやっている計画ですので、まず大きな方向性としては間違いがないと思いますし、あと、試算されているところから見ると、かなり可能性があるという光が見えてきている

ところがすばらしいなと思います。ですから、これを区民一人一人、事業者の皆さんが一致団結してやっていくところに力を注ぐような形でいくといいのではないかと。

あと、環境保全系の話と経済が対立的な軸で捉えられがちですけども、必ずしもそうではないということを広く発信していくべきじゃないかというような気がしました。取りあえず以上です。

○会長 ありがとうございます。十分締めになっていると思います。技術的可能性があるんだから、力が出る計画にしろということだと思います。

この議題については時間なので、やめたいと思いますが、計画全般について言いますと、こういういろいろな政策があるにしろ、副会長がおっしゃったように、区民の力が出てくる、あるいは事業者の力が出てくるような仕組みをつくるのが非常に重要じゃないかということと、それから、各論的にいいますと、いろいろな重要なことがありましたけれども、もっと見える化するとか、個人に対する情報伝達をする、こういったことがそれぞれの施策について行われていないといけないというのが共通的な御意見だったとお見受けしました。

それでは、また審議する機会がありますのでそこに譲ることとして、残りの議題、勝手なんですけど、事前にお配りしていて、御意見、御質問等があればということで事務局にお願いしていましたが、これに関して特に御質問はなかったようなので、改めてお伺いしますけれども、特にこれを聞きたいということはございますでしょうか。

私としては、皆さんの意見を聞く前ですが、思うところだけ言いますと、「ECOステップせたがや」というのは、温暖化対策も含めて環境取組みを区役所が模範を示すといいますか、大きな事業者ですからやっている、そのことを示しているんですが、ちょっと範囲が狭いかなということもいつも思っています。ちょうど改定の時期のようでございますので、次はもっと網羅的な環境取組みを定めたほうがいいのではないかとというような気もいたしております。

それから、報告資料3になりますけれども、これはとても大事なことで、先ほど災害対策とか豪雨対策なんかも含めて、いろいろな環境取組みを開発事業において実際に実行してもらうために、区の事務当局が開発事業者といろいろやり合っている、その結果を報告しているものであります。区民委員の方は実際御覧になるのは初めてかもしれませんが、こういったことが開発計画の中身として議論され、区のほうから意見を言っているわけでありまして。審議会としても、これはどうしてもけしからんということがあれば、さ

らに区を通じて開発事業者に言っていただくこともできる仕組みになっていますので、これはやり足りないのではないかと、もちろんいいことは褒めなければいけないと思うのですけれども、これはよかったという意見も含めて何かあれば、この際、頂戴したいと思っております。

それから、みどりの行動計画については、計画の大きな方針は既にこの審議会でもともと計画としてつくっているんですが、個々の区役所としての取組みについては、2年に1回ぐらいですか、計画がつくられて実行に移されていますので、審議会で議論したことを踏まえて、ちゃんと区がやっているかなという観点で報告を聞いていただければと思います。

以上が勘どころなんですが、この際、発言したいという方はいらっしゃいますか。

○委員 本当に一般論で恐縮なんですが、説明のときにいろいろなことを伝えていくという話があったかと思うのですが、近年の議論の中で、やっぱり伝えると伝わるは違うということがよく言われています。つまり、我々が伝えていくものなのか、相手に伝わるものなのかで全く違うわけですね。だからぜひ今後は、その先方に伝わる施策というものが本当に機能しているかを考えていかないと、結果的に伝わっていないと。先ほどのカレンダーの話も御指摘があったかと思しますので、そういう意味で区民に伝わる仕組みをぜひ御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○会長 大変よい意見だと思います。

ほかにございませんでしょうか。お目通しされていて、これはというのはございませんか。

環境保全課長、今回の報告資料3で何か特におっしゃりたいこと、つまりこの制度が十分機能しているのか、事務方から見てこういう点はまだこの制度自体を改善する必要があるのではないかと、毎回御苦労されていることは承知しておりますけれども、この際、おっしゃりたいことがありますでしょうか。よろしくお願いします。

○環境保全課長 今、会長にいただいたように、この制度自体は、事業者の開発事業について評価をする仕組みで、我々が条例化して環境配慮制度ということで取りまとめているものですが、この趣旨を理解していただいて、開発事業の中でも環境によりよいものをつくっていただくところは大変苦労している部分でございます。

中でも、事業予算の中で、どうしても費用の部分で対立してしまう部分は正直ございまして、太陽光発電とかパッシブソーラーとか、そういったつくり上げるエネルギーのほ

うには大変な費用がかかりますので、事業者がなかなか難色を示す部分は正直ございます。今後も、いろいろ議会のほうからも御意見をいただいたりもしておりますので、今現状で評価算定書という形で評価をさせていただいているんですけども、その評価算定書も陳腐化しないように、今後もこの環境審議会でも御審議いただきながら改善をしていこうと思っております。一方で、今回皆さんの御意見ですごく興味がございますようなCO₂削減についても、積極的な取組みができるように、今検討している最中でございます。次回には今の環境配慮制度改定について皆さんに進捗状況を御報告できると思っておりますので、ぜひこちらもお目通しいただいて、現状、どういった開発が行われて、どういった部分を世田谷区が評価しているかということをお理解いただいて、今後もまた御意見をいただきながら、改定に進めていきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。この審議会では、事業者に対して注文をつけるフォーマットと申しますか、こういうことをやったら評価されるんだよということを1年に1回ぐらいつくり直して、だんだんステップアップをしています。そういう意味で、中身のステップアップがすごく大事だと思います。また、その結果として個々の開発事業がちゃんと行われているかをチェックすることも大事だと思います。

今、〇〇課長からありましたが、さらに制度の改善について考えていらっしゃるということでもあります。今、造る建物は、2050年だと生きている可能性が非常に高い建物でありまして、カーボンハーフと申しますか、半分にするというような目標ですと、純増とかそういうのが増えていくと大変なことになるわけでありまして、やはり今おっしゃるとおりで、正直言って、ちょっと力が弱いかなと。その辺をどうしていくのかというのは大きな課題だと思っております。審議会としても、ぜひ区の意気込みを応援していかなければいけないと考える次第であります。

さらに御発言ございますでしょうか。

○副会長 今の環境配慮の話で、今後の検討の方向性の一つのアイデアとして、例えば事業者を理解していただくときに一番御苦労される項目の一つが、区分3のみどりのあたりの話かもしれないなという気もして、要するに、先ほどの経済との対立軸で見られがち。事業費がかかるし、後々のランニングコストを考えれば、まあ、1本入れなくてもいいじゃないというような話になると思うのですけれども、逆に、みどりが周りにあることによってエアコンが減る可能性があるとか、それこそ先ほどのCO₂削減に貢献しているとか、そういうあたりとの関係性を区分3にちょっと書き込むとか、場合によってはそ

れがあることによって別の区分のところは代替として少しポイントをもらえるとか、そういうのも1つの方向性かもしれないなという気がしました。御回答はいりません。取りあえずアイデアとして発言させていただければと思います。

○**会長** ありがとうございます。私も新宿御苑の周りで実測したことがあるんですけども、周りのマンションは、たしか3階ぐらいまでは夏の冷房がほとんど要らないぐらい涼しい風が来る。砧緑地の周りなんかもそうだったと思いますけれども、みどりの効用というのは、経済的な意味、あるいは健康の意味でも大きいと思います。ぜひ環境保全課長さんには、みどり政策課と連携を取って工夫をしていただきたいと思います。

○**委員** この区役所の坂の下の道をいつも歩くんですけども、月曜と今日、木曜に來まして、あそこに世田谷区の砂利道の駐車場があるんですね。いつも思うんですけども、世田谷区の軽自動車はよく走っているのは分かっているんですが、一番奥の見えないところに派手な車があるんですね。水素燃料電池車、FCVがあるんですね。あれだけのものを買って、あの隅っこに置いてあるというのは、PRが下手だなと思うのです。今は当然工事をしていますから、こっちに置けないかもしれませんが、やはり環境審議会の我々としては、あれはもっとPRすべきであって、あれは区長が乗るのか知らないんですけども、課長レベルが乗ってもいいのではないかと思うんですね。やっぱり今日の話の根底にあるのは、世田谷区民の皆さんが環境に対しての意識が受け止められていないというか、さっき言われたように伝えていると伝わっているとか、その辺の話になるんですけども、ああいうFCVは目立つんですね。これを活用していただきたいなというのを、お願いしたいと思います。

○**会長** この際ならではの御発言、ありがとうございました。

それでは、議題については一応審議をしたということで、一旦事務局にお返ししたいと思います。何か事務連絡はございますでしょうか。

○**環境計画課長** それでは、次回の日程について御連絡いたします。今回は令和4年1月14日金曜日の午前中を予定しております。会場につきましては二子玉川分庁舎を予定しておりますので、どうぞ皆様、御予定のほう、よろしく申し上げます。

また、先ほどの報告資料1-1で記載させていただいておるのですが、区役所の中でもECOステップの取組みで紙の削減に取り組んでおります。区では会議資料のペーパーレス化に、特に今年度はコロナ禍ということもありまして取り組んでおりまして、環境審議会におきましても、次回以降ですが、紙資料は希望される方のみに事前に送付することと

させていただきたいと思えます。皆様に事務局のほうから出欠確認の際に、オンライン参加の可否とともに紙資料の送付希望についても個別にお伺いいたしますので、よろしくお願ひします。なお、配付資料につきましては、今回から開催日の3日前に区のホームページにアップする形にしております。電子データでの内容確認に御協力いただければと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、本日の日程につきましては御協力いただきまして終了といたします。令和3年第2回環境審議会をこれにて閉会いたします。ありがとうございます。

午後0時閉会